

ガス供給業の収入金額等に関する計算書の記載方法

- 1) この計算書は、地方税法第72条の2第1項第2号の規定によるガス供給業を行う法人で本県内に主たる事務所又は事業所を有するものが、確定申告書又は修正申告書を提出する場合に当該申告書に添付すること。
なお、その場合にも法人税法施行規則様式別表四(以下、「法人税別表四」という。)
・同別表五(二)・貸借対照表及び損益計算書も併せて添付すること。
- 2) ガス供給業を行う法人が、ガス供給業以外の事業(受注工事・器具販売及び附帯事業等)を行っている場合であっても、当該事業の売上金額がガス供給業の売上金額の10%以下である場合は、当該事業についてはガス供給業に含めて課税標準を算出して差し支えないものであること。
- 3) 当該計算書の計算欄のうち、1・2・3・6・7・9・14・17・21・22・26・27・28・30・31・32及び33については、ガス事業会計規則(昭和29年4月1日付け号外 通商産業省令第15号)別表(勘定科目表)の費用及び収益の款及び項によるものであること。
消費税及び地方消費税について、税込経理をしている場合には、19の欄を除き税込金額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額については、課税標準となるべき収入金額から控除する必要があるため、別途18の欄で控除すること。
- 4) 3の欄は、「その他営業雑収益に関する明細書」により算出した同表Dの欄の金額を記載すること。
- 5) 4の欄は、当該法人が法人税の確定申告書又は修正申告書を提出した場合に、法人税別表四で1・2及び3の欄に加算又は減算した金額(3の欄に加算又は減算した金額については「その他営業雑収益に関する明細書」により算出した金額)を記載すること。また、更正を受けた場合においても、更正により1・2及び3の欄に加算又は減算した金額(3の欄に加算又は減算した金額については修正申告の場合に準じて算出した金額)を記載すること。(減算した金額の前には、▲の記号を付けること。以下同じ。)
- 6) 9の欄は、その他営業雑収益から3の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 7) 10の欄は、5)に準じて6・7・8及び9の欄に加算又は減算した金額を記載すること。
- 8) 14の欄は、供給販売費の貸倒償却のうちガス売上、託送供給収益及びその他営業雑収益(収入金分)に係る金額を記載すること。なお、それ以外の金額については、「供給販売費に関する明細書」に「その他の事業に係るもの」として記載すること。
- 9) 15の欄は、当該法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガスの供給を受けて供給を行う場合において、その供給を受けたガスの料金として当該法人が支払うべき金額に相当する額を記載すること。
- 10) 16の欄は、当該法人が可燃性天然ガスの掘採を行っている法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合において、その購入した可燃性天然ガスに対して課された鉱産税の課税標準額に相当する額を記載すること。
- 11) 18の欄は、消費税及び地方消費税の税込経理を行っている場合において、13の欄から14・15・16及び17の欄を差し引いた後の金額に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記載すること。
- 12) 22の欄は、特別利益の内容が収入金分と所得金分で明確に区分できる場合については、所得金分に係る金額のみを記載することとし、この場合は12の率は乗じないこと。
- 13) 24の欄は、法人税の申告調整上法人税別表四(1)の欄の金額に加算した(2)から(39)及び(42)から(47)の欄の金額のうち、4及び10の欄に加算した金額を除いた金額の合計額を記載すること。(()書きは令和2年4月1日以後終了事業年度分の法人税別表四の項番を示す。)
なお、当該加算した金額のうち、その内容が収入金分と所得金分で明確に区分できる場合は、所得金分に係る金額のみを記載することとし、この金額には12の率は乗じないこと。
また、当該加算した金額のうち、法人税等調整額に係る金額については、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を含まない金額に12の率を乗じ、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を別途加算した額とすること。
- 14) 26の欄は、「供給販売費に関する明細書」により算出した同明細書ニの欄の金額を記載すること。
- 15) 27の欄は、租税課金のうち、収入金に課せられた法人事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額(当税額については、法人税法施行規則様式別表五(二)により確認すること。)を控除した後の金額を記載すること。
- 16) 31の欄は、特別損失の内容が収入金分と所得金分で明確に区分できる場合については、所得金分に係る金額のみを記載することとし、この場合は12の率は乗じないこと。
- 17) 32の欄は、ガス事業会計規則別表第1の法人税等のうち、法人税及び法人税割の合計額を記載することとし、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額は含まないこと。
- 18) 33の欄は、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額は含まないこと。
- 19) 34の欄は、法人税等及び法人税等調整額に含まれる事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税のうち、所得金分に係る金額のみを記載すること。
- 20) 36の欄は、法人税の申告調整上法人税別表四(1)の欄の金額から減算した(2)から(39)及び(42)から(47)までの欄の金額のうち、4及び10の欄から減算した金額を除いた金額の合計額を記載すること。(()書きは令和2年4月1日以後終了事業年度分の法人税別表四の項番を示す。)
なお、当該減算した金額のうち、その内容が収入金分と所得金分で明確に区分できる場合は、所得金分に係る金額のみを記載することとし、この金額には12の率は乗じないこと。(26・28及び29の欄に係る金額は所得金分に係る金額とする。)
また、当該減算した金額のうち、法人税等調整額に係る金額については、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を含まない金額に12の率を乗じ、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を別途加算した額とすること。